

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十一年十月八日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

広島県賀茂郡内海村 竹田太郎一

広島県賀茂郡内海村 近江嘉助

住所不明 丸見兼松

住所不明 外本富藏

住所不明 青木孫次

住所不明 西本典助

二 送達すべき書類の名称

県道内海三津線改築工事（広島県呉市安浦町大字女子畑地内）に係る土地収用事件の裁

決書正本

三 土地等の表示

所在	地番	地目		地積		収用する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
呉市 安浦町 大字女子畑 字青木原	一三六三番	井溝	ため池	三・三〇	三・三〇	三・三〇

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局総務管理部土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十一年十月二十一日をもって、その書類の送達があったものとみなされます。